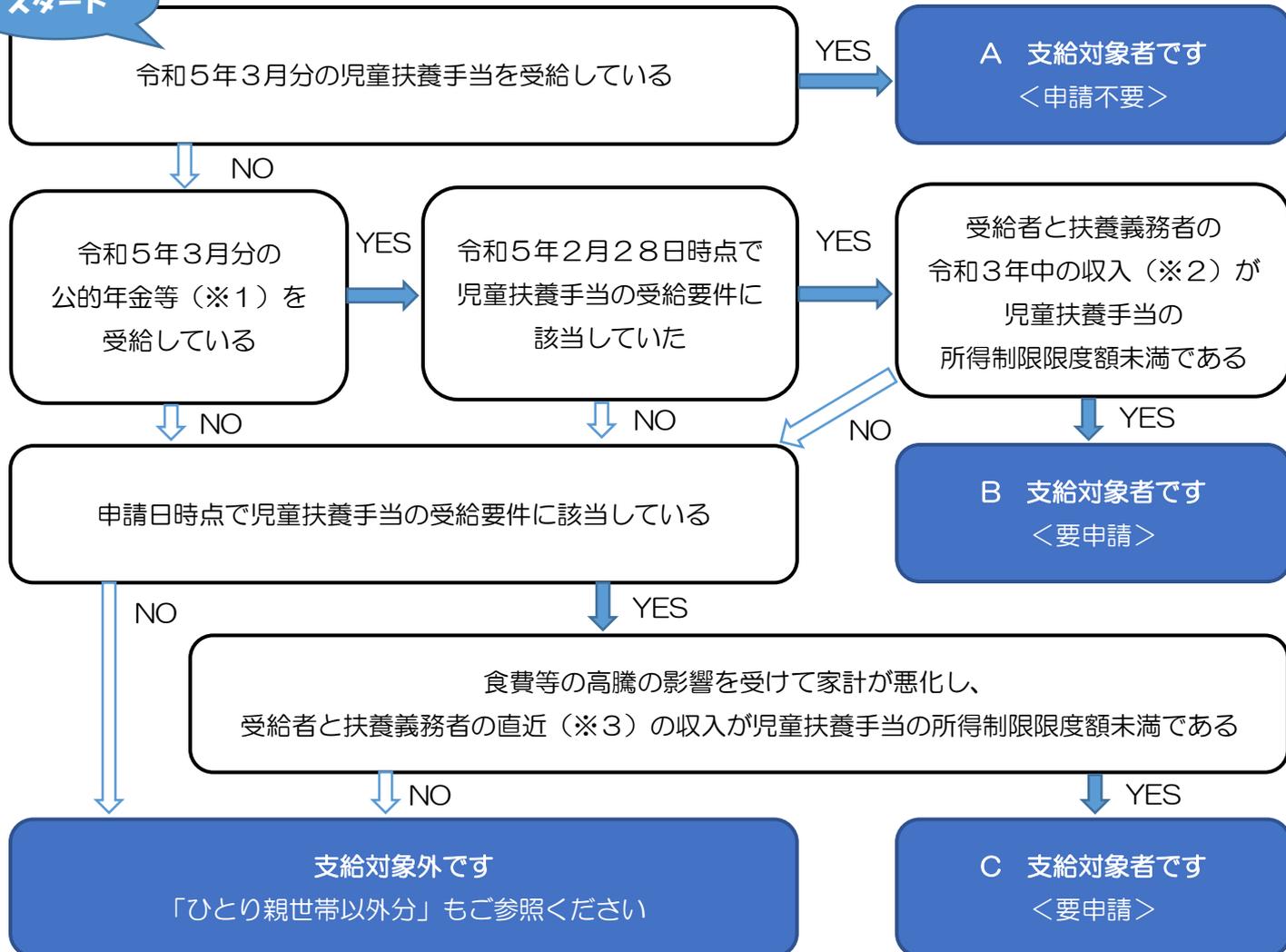


# 令和5年度 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 支給要件確認フローチャート

※ このフローチャートは、給付金が受けられる可能性を大まかにまとめたものです。  
例外もありますので、目安としてご活用ください。

※ 「ひとり親世帯以外分」をすでに受給している場合や、他市で受給している場合は対象となりません。

スタート



※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 給与収入、事業収入、養育費（8割相当額）、公的年金等の合計額

※3 令和5年1月以降または、児童扶養手当の支給要件に該当した日の翌月以降のいずれか近い方

## 対象児童の年齢

- A・B…平成16年4月1日～令和5年2月28日生まれ  
（児童に一定の障害がある場合は令和5年2月28日時点で20歳未満だった児童を含む）
- C…平成17年4月1日～令和6年2月29日生まれ  
（児童に一定の障害がある場合は申請日時点で20歳未満の児童を含む）

## Q & A

- 問1 給付金の受給後に出生等により監護児童が増えました。  
→ 答 「ひとり親世帯以外分」として受給できる場合があります。
- 問2 転入・転出しました。 → 答 A・Bの方は令和5年3月時点で居住していた自治体から、  
Cの方は申請日時点で居住している自治体から支給されます。